

別添⑤

学校で配慮と支援が必要な LGBTsの子どもたち

宝塚大学看護学部 教授
厚生労働省エイズ動向委員会 委員
日本思春期学会 理事

日高 庸晴



独立行政法人教職員支援機構

LGBT/性的マイノリティとは？

レインボーフラッグはLGBTの社会運動の象徴



1.70%

L Lesbian

1.94%

G Gay

1.74%

B Bisexual

0.47%

T Transgender

**Sexual Orientation
(性的指向)**

**Gender Identity
(性自認)**

博報堂DYホールディングスLGBT総合研究所では、LGBTに関する意識調査を実施、全国の20～59歳の10万人（有効回答者数89,366人）を対象に実施したスクリーニング調査の結果、5.85%がLGBT

同性愛者、両性愛者の人口比率

- これまでに性的な魅力を感じる対象に
「**同性のみ**」あるいは「**同性と異性（女性）の両方**」
と回答した割合 **3.7%**
- これまでの性経験の相手が
「**同性のみ**」あるいは「**同性と異性（女性）の両方**」
と回答した割合 **2.0%**
- 「**性的な魅力を感じる**」「**同性との性経験**」
のいずれか・両方を回答した割合 **4.3%**

厚生労働省エイズ対策研究事業

男性同性間のHIV感染対策とその介入効果に関する研究（研究代表者：市川誠一）

2009年2月に実施〔東北・関東・東海・近畿・九州に在住の調査会社登録名簿〕

20～60歳未満の男性（有効回答数1,659人、有効回収率44.8%）



独立行政法人教職員支援機構

「性的指向と性自認」に関連する国の主な動き

2002年 法務省	人権教育・啓発に関する基本計画
2003年 法務省	性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律
2008年 文科省	人権教育の指導方法等の在り方について
2009年 法務省	啓発活動年間強調事項
2010年 文科省	児童生徒が抱える問題に対しての教育相談の徹底について
2010年 内閣府	子ども・若者育成支援推進本部
2012年 内閣府	自殺総合対策大綱改正
2013年 文科省	学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査
2015年 文科省	性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について
2015年 内閣府	第4次男女共同参画基本計画
2016年 文科省	性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教員向け）
2017年 厚労省	改正男女雇用機会均等法
2017年 文科省	いじめ防止対策推進法「いじめの防止等のための基本的な方針」改正
2017年 厚労省	児童養護施設等におけるいわゆる「性的マイノリティ」の子どもに対するきめ細やかな対応の実施等について

性の要素を分解して考えてみる

- 1 身体の性別：生まれながらの生物的な性別
- 2 性自認：自分の性別をどう認識するか
- 3 社会的な性：後天的に身につけていく性
 - 性別役割：社会に期待される男・女としての役割
 - 性別表現：服装やどのようにふるまうか
- 4 性的指向：好きになる性、恋愛や性的関心の対象
- 5 法的な性別

「LGBTQ」とは？

L	レズビアン	女性を好きな女性
G	ゲイ	男性を好きな男性
B	バイセクシュアル	男女両方が恋愛対象になる人
T	トランスジェンダー	出生時と異なる性別で生きる人 ※性同一性障害・性別違和は診断名
Q	クエスチョニング	性自認・性的指向がはっきりしない、揺れ動いている、決まっていない

性同一性障害に係る児童生徒に対する学校の支援の事例 (2015.4.30 文部科学省通知)

項目	学校における支援の事例
服装	自認する性別の服装・衣服や、体操着の着用を認める。
髪型	標準より長い髪形を一定の範囲で認める（戸籍上男性）。
更衣室	保健室・多目的トイレ等の利用を認める。
トイレ	職員トイレ・多目的トイレの利用を認める。
呼称の工夫	校内文書（通知表を含む。）を児童生徒が希望する呼称で記す。 自認する性別として名簿上扱う。
授業	体育又は保健体育において別メニューを設定する。
水泳	上半身が隠れる水着の着用を認める（戸籍上男性）。 補習として別日に実施、又はレポート提出で代替する。
運動部の活動	自認する性別に係る活動への参加を認める。
修学旅行等	1人部屋の使用を認める。入浴時間をずらす。

2016年調査 国内最大規模 1万5千人規模の全国調査

全体の88%が20～40代、47都道府県からの回答 回収数16,670件、有効回収数15,141件（海外在住者77名含む）
本日の報告は国内在住者15,064件に限定

いじめ被害・不登校・自傷行為・自殺念慮・自殺未遂 生涯経験率

経験率	レズビアン 372人 ¹⁾	ゲイ 9,849人 ¹⁾	バイセクシュアル（男性） 1,585人 ¹⁾	バイセクシュアル（女性） 219人 ¹⁾	トランスジェンダー（MTF） 178人 ¹⁾	トランスジェンダー（FTM） 98人 ¹⁾
いじめ被害	47.8% ¹⁾ 10代では 34.8%	58.5% ¹⁾ 10代では 49.1%	53.2% ¹⁾ 10代では 45.8%	54.8% ¹⁾ 10代では 42.1%	68.0% ¹⁾ 10代では 85.7%	58.2% ¹⁾ 10代では 58.3%
不登校	23.4% ¹⁾ 10代では 30.4%	19.6% ¹⁾ 10代では 28.8%	17.1% ¹⁾ 10代では 24.6%	26.9% ¹⁾ 10代では 31.6%	33.1% ¹⁾ 10代では 57.1%	34.7% ¹⁾ 10代では 58.3%
自傷行為	23.1% ¹⁾ 10代では 47.8%	8.6% ¹⁾ 10代では 16.9%	8.1% ¹⁾ 10代では 15.3%	24.2% ¹⁾ 10代では 42.1%	15.2% ¹⁾ 10代では 42.9%	33.7% ¹⁾ 10代では 50.0%
自殺念慮	—	65.9% ²⁾ 10代では64.7%	異性愛男性に比較してゲイ・バイセクシュアル男性の自殺未遂リスクは <u>5.98倍高い</u> （Hidaka et al, 2008）			
自殺未遂	—	14.0% ²⁾ 10代では16.2%	性的指向を友達にカミングアウトしている人ほどリスクが高く、6人以上にカミングアウトしていると、自殺未遂リスクは <u>3.2倍高い</u> （Hidaka et al, 2006）			

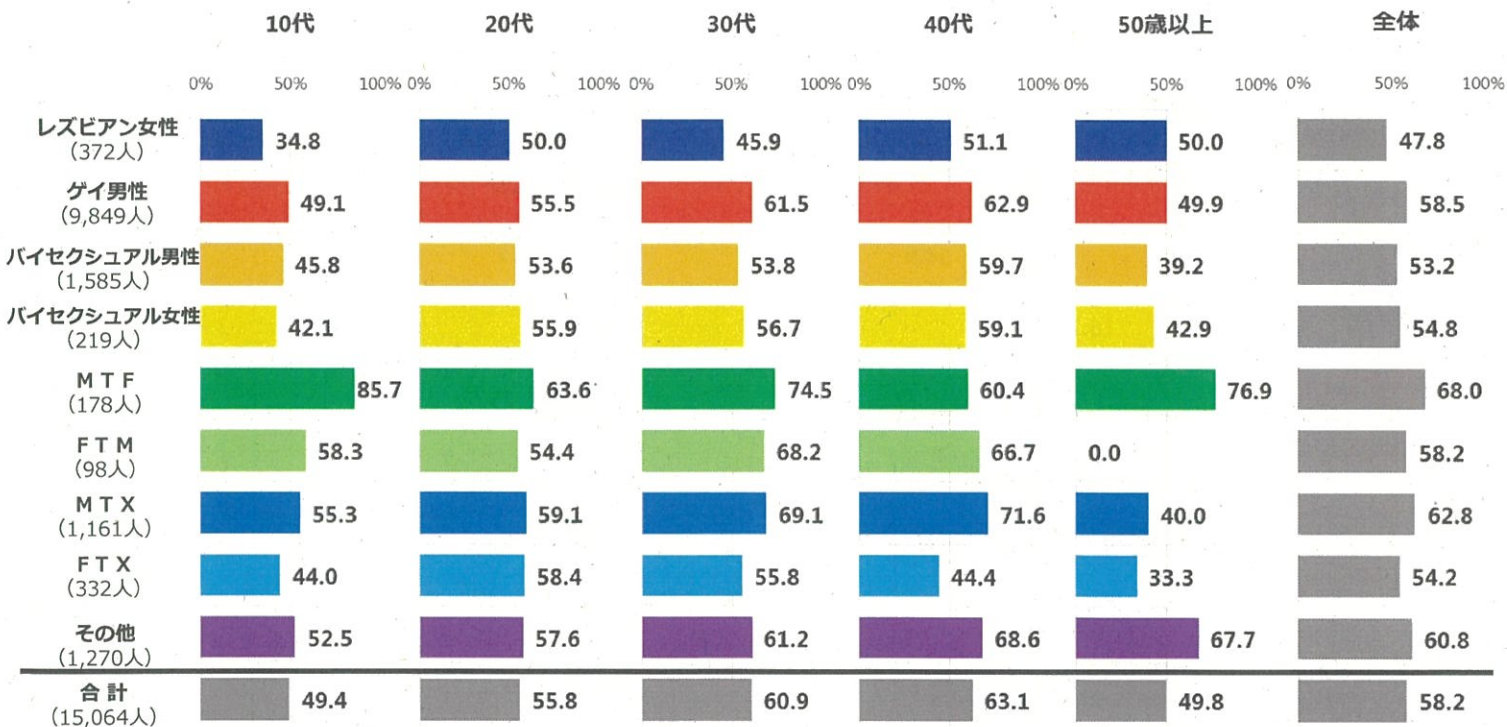
1) 2016年調査LGBT 当事者の意識調査 ～いじめ問題と職場環境等の課題～
2) 日高庸晴、木村博和、市川誠一（2007） 厚生労働科学研究費補助金エイズ対策研究推進事業 ゲイ・バイセクシュアル男性の健康レポート2 有効回答数5,731人

学校生活（小・中・高）におけるいじめ被害経験

2016年調査

MTF、ゲイ、Xジェンダーに高率 男らしさ規範等が影響しているのでは

これまでの学校生活（小・中・高）で、いじめられたことがありますか？



2016年調査LGBT 当事者の意識調査
～いじめ問題と職場環境等の課題～

Yasuharu Hidaka, PhD

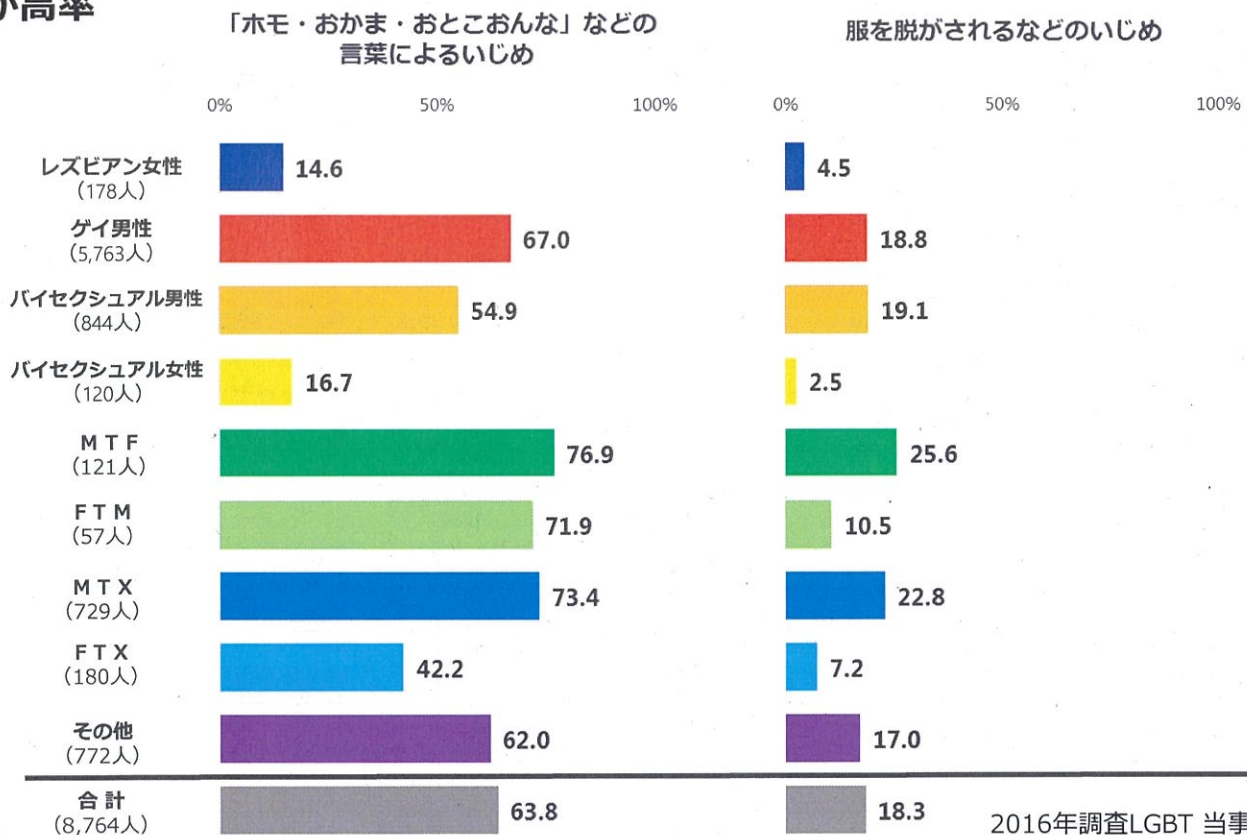


独立行政法人教職員支援機構

いじめ被害の内訳

2016年調査

ゲイ男性、バイセクシュアル男性、MTF、FTM、MTXに被害が高率
セクシュアリティに関連する言葉によるいじめ（verbal abuse）や性的ないじめ被害が高率



Yasuharu Hidaka, PhD

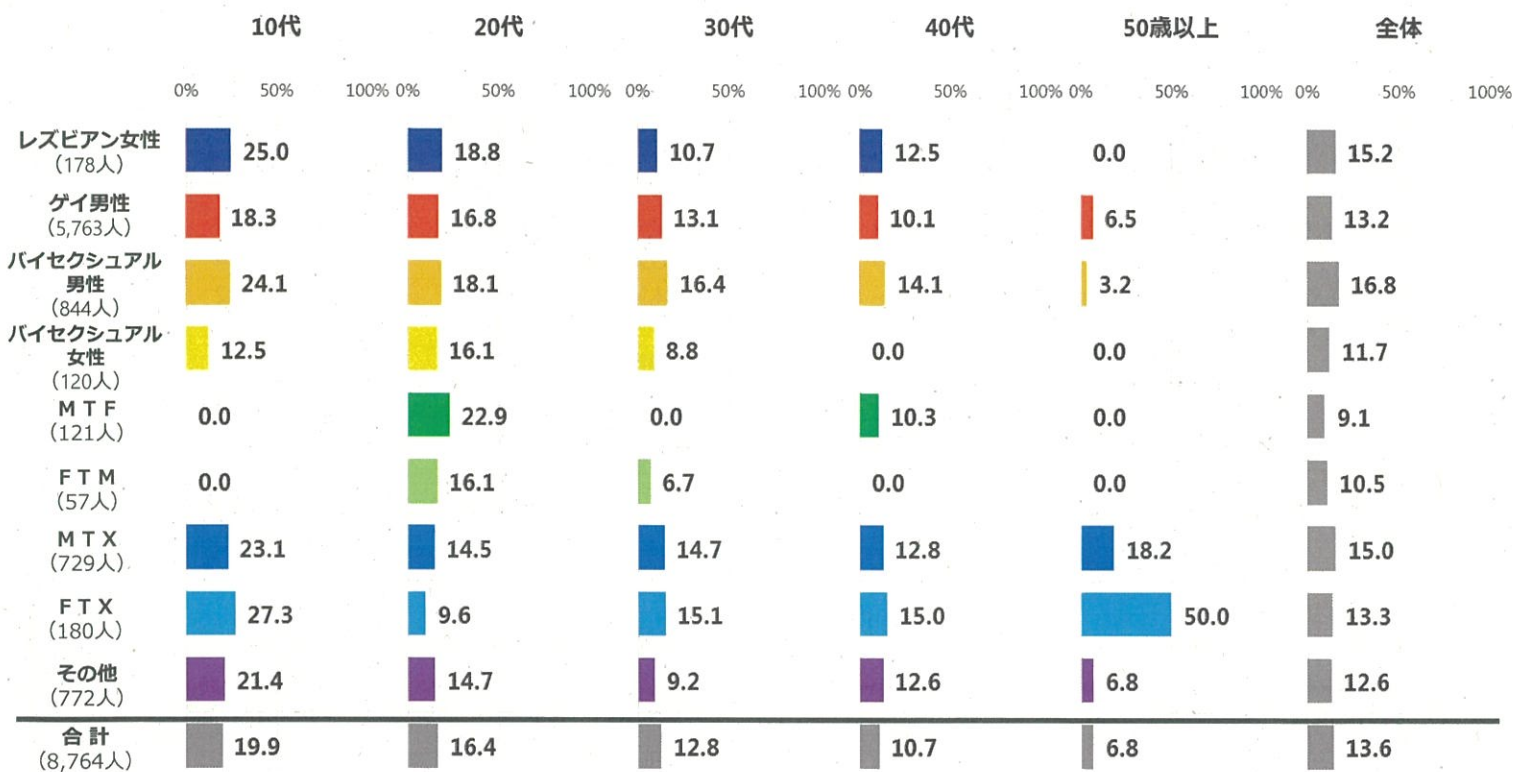
2016年調査LGBT 当事者の意識調査
 ～いじめ問題と職場環境等の課題～

先生はいじめの解決に役に立ってくれたか

2016年調査

解決に役立ってくれた先生は全体で13%と低率 一方で、若年層ほど先生が助けになったと認識

あなたがいじめにあっていた時、先生はいじめの解決に役に立ってくれたと思いますか？



Yasuharu Hidaka, PhD

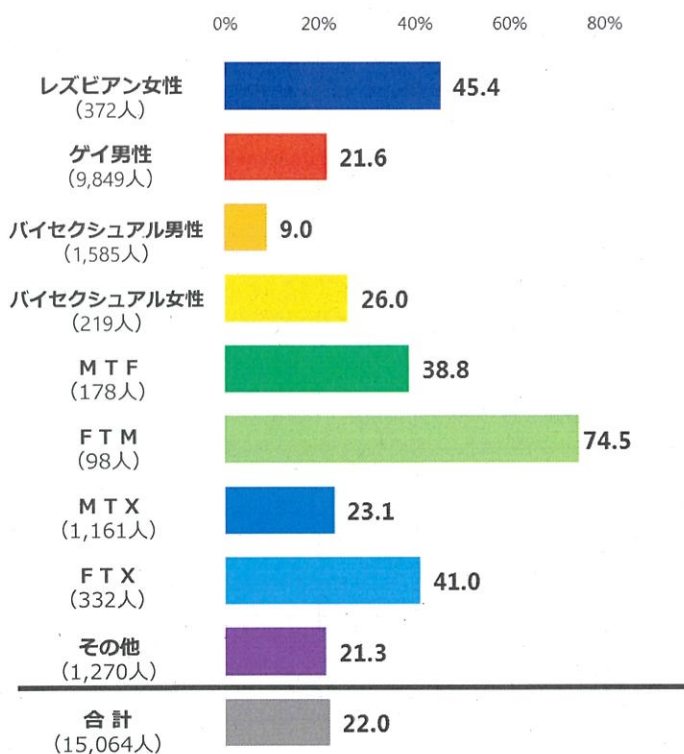
2016年調査LGBT 当事者の意識調査
～いじめ問題と職場環境等の課題～

親へのカミングアウトの状況

2016年調査

5人に1人が親にカミングアウト、都市部が高率な傾向、地域差あり

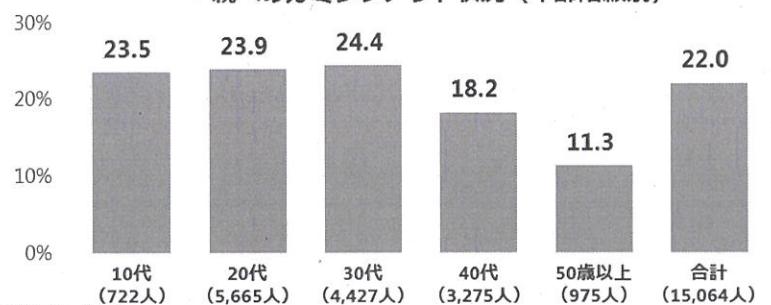
親へのカミングアウト状況



親へのカミングアウト状況（地域別）

	度数	%
北海道 (644人)	127	19.7
東北 (726人)	134	18.5
関東 (含山梨) (3,333人)	756	22.7
東京都 (3,690人)	913	24.7
北陸信越 (461人)	77	16.7
東海 (600人)	129	21.5
愛知県 (860人)	208	24.2
近畿 (1,002人)	214	21.4
大阪府 (1,377人)	322	23.4
中四国 (806人)	159	19.7
福岡県 (637人)	103	16.2
九州 (631人)	106	16.8
沖縄県 (297人)	61	20.5
合計 (15,064人)	3,309	22.0

親へのカミングアウト状況（年齢階級別）



2016年調査LGBT 当事者の意識調査
～いじめ問題と職場環境等の課題～

Yasuharu Hidaka, PhD

アウティング

2019年調査

トランスジェンダーが最も高率、いずれのセクシュアリティ・年齢層においても一定の経験が。

あなたがセクシュアルマイノリティであることを
他人にアウティング（暴露・バラされた）されたことがありますか？



Yasuharu Hidaka, PhD

2019年調査 第2回 LGBT 当事者の意識調査
～世の中の変化と、当事者の生きづらさ～

安心して話すことができるためには

誰が性的マイノリティの当事者なのか、分からない

当事者の彼らにとっては、誰が本当の理解者かわからない

“性的指向や性別違和を言ってくれないから” “話してくれない”

“話してくれたらいいのに”

こういった言葉や気持ちで、児童・生徒を責めないこと

性的指向や性別違和を知らなければ支援できないと言うのではなく、
多様性を尊重する環境を整備すること、それ自体が支援になっていく

①教員研修の実施

②先生が性的指向や性自認、LGBTについてポジティブな発言をする

③授業の実施、グループディスカッション、不規則発言は放置しない

キミの選んだ人生なら、精一杯応援するから！

↑ 言わない方がいい 思春期の当事者らは「選んだ」とは思っていないことが大半

「多様な性を考える授業」授業案と指導上の留意点をガイドブック（冊子）にまとめました。

入手ご希望の方は
レターパック（青色）に
 返信用住所を記入の上、
 日高宛に郵送ください。
 1冊お分けします。

530-0012
 大阪市北区芝田1-13-16
 宝塚大学看護学部
 日高 庸晴

配布期間：令和3年3月31日まで
 ※なくなり次第配布終了

宝塚大学看護学部 日高 庸晴 / 奈良県高等学校人権教育研究会

一度の授業で
 子どもの人生が変わります。



多様な性を考える授業の展開を学習活動、指導上の留意点などの視点から分かりやすく提案します。

Q4 異性を好きになることが当然だ

回答	割合
同意する	75%
同意しない	25%

※同意しない回答を
 望ましくない回答へ

※同意する回答を
 望ましい回答へ

※同意する回答を望ましい回答へ、同意しない回答を望ましくない回答へ

奈良県の高等学校13校の生徒を対象に（有効回答数2,146人）、多様な性に関する授業を実施した結果、授業前アンケートで性別少数者に対する肯定的な回答をした生徒の4-5割の範囲が、授業後には14の段階全てにおいて肯定的に変化した。

HIV陽性者のゲイ男性の手記を読み、どうすれば当事者が傷つかないような社会にできるか、グループワークを通じて生徒自身で話し合うことが出来ます。

27文科初児生第3号

平成27年4月30日

各都道府県教育委員会担当事務主管課長
各指定都市教育委員会担当事務主管課長
各都道府県私立学校事務主管課長
附属学校を置く各国立大学法人
附属学校事務担当課長 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた地方公共団体の学校事務担当課長

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長

坪田 知 広

(印影印刷)

性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について

性同一性障害に関しては社会生活上様々な問題を抱えている状況にあり、その治療の効果を高め、社会的な不利益を解消するため、平成15年、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（以下「法」という。）が議員立法により制定されました。また、学校における性同一性障害に係る児童生徒への支援についての社会の関心も高まり、その対応が求められるようになってきました。

こうした中、文部科学省では、平成22年、「児童生徒が抱える問題に対しての教育相談の徹底について」を発出し、性同一性障害に係る児童生徒については、その心情等に十分配慮した対応を要請してきました。また、平成26年には、その後の全国の学校における対応の状況を調査し、様々な配慮の実例を確認してきました。

このような経緯の下、性同一性障害に係る児童生徒についてのきめ細かな対応の実施に当たっての具体的な配慮事項等を下記のとおりまとめました。また、この中では、悩みや不安を受け止める必要性は、性同一性障害に係る児童生徒だけでなく、いわゆる「性的マイノリティ」とされる児童生徒全般に共通するものであることを明らかにしたところです。これらについては、「自殺総合対策大綱」（平成24年8月28日閣議決定）を踏まえ、教職員の適切な理解を促進することが必要です。

については、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県にあっては所轄の私立学校に対して、国立大学法人にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体に対しては認可した学校に対して、周知を図るとともに、学校において適切に対応ができるよう、必要な情報提供を行うことを含め指導・助言をお願いいたします。

記

1. 性同一性障害に係る児童生徒についての特有の支援

- 性同一性障害者とは、法においては、「生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別（以下「他の性別」という。）であるとの持続的な確信をもち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者であって、そのことについてその診断を的確に行うために必要な知識及び経験を有する二人以上の医師の一般に認められている医学的知見に基づき行う診断が一致しているもの」と定義されており、このような性同一性障害に係る児童生徒については、学校生活を送る上で特有の支援が必要な場合があることから、個別の事案に応じ、児童生徒の心情等に配慮した対応を行うこと。

（学校における支援体制について）

- 性同一性障害に係る児童生徒の支援は、最初に相談（入学等に当たって児童生徒の保護者からなされた相談を含む。）を受けた者だけで抱え込むことなく、組織的に取り組むことが重要であり、学校内外に「サポートチーム」を作り、「支援委員会」（校内）やケース会議（校外）等を適時開催しながら対応を進めること。
- 教職員等の間における情報共有に当たっては、児童生徒が自身の性同一性を可能な限り秘匿しておきたい場合があること等に留意しつつ、一方で、学校として効果的な対応を進めるためには、教職員等の中で情報共有しチームで対応することは欠かせないことから、当事者である児童生徒やその保護者に対し、情報を共有する意図を十分に説明・相談し理解を得つつ、対応を進めること。

（医療機関との連携について）

- 医療機関による診断や助言は学校が専門的知見を得る重要な機会となるとともに、教職員や他の児童生徒・保護者等に対する説明材料ともなり得るものであり、また、児童生徒が性に違和感をもつことを打ち明けた場合であっても、当該児童生徒が適切な知識をもっているとは限らず、そもそも性同一性障害なのかその他の傾向があるのかも判然としていない場合もあること等を踏まえ、学校が支援を行うに当たっては、医療機関と連携しつつ進めることが重要であること。
- 我が国においては、性同一性障害に対応できる専門的な医療機関が多くないところであり、専門医や専門的な医療機関については関連学会等の提供する情報を参考とすることも考えられること。
- 医療機関との連携に当たっては、当事者である児童生徒や保護者の意向を踏まえることが原則であるが、当事者である児童生徒や保護者の同意が得られない場合、具体的な個人情報に関連しない範囲で一般的な助言を受けることは考えられること。

(学校生活の各場面での支援について)

- 全国の学校では学校生活での各場面における支援として別紙に示すような取組が行われてきたところであり、学校における性同一性障害に係る児童生徒への対応を行うに当たって参考とされたいこと。
- 学校においては、性同一性障害に係る児童生徒への配慮と、他の児童生徒への配慮との均衡を取りながら支援を進めることが重要であること。
- 性同一性障害に係る児童生徒が求める支援は、当該児童生徒が有する違和感の強弱等に応じ様々であり、また、当該違和感は成長に従い減ずることも含め変動があり得るものとされていることから、学校として先入観をもたず、その時々児童生徒の状況等に応じた支援を行うことが必要であること。
- 他の児童生徒や保護者との情報の共有は、当事者である児童生徒や保護者の意向等を踏まえ、個別の事情に応じて進める必要があること。
- 医療機関を受診して性同一性障害の診断がなされない場合であっても、児童生徒の悩みや不安に寄り添い支援していく観点から、医療機関との相談の状況、児童生徒や保護者の意向等を踏まえつつ、支援を行うことは可能であること。

(卒業証明書等について)

- 指導要録の記載については学齢簿の記載に基づき行いつつ、卒業後に法に基づく戸籍上の性別の変更等を行った者から卒業証明書等の発行を求められた場合は、戸籍を確認した上で、当該者が不利益を被らないよう適切に対応すること。

(当事者である児童生徒の保護者との関係について)

- 保護者が、その子供の性同一性に関する悩みや不安等を受容している場合は、学校と保護者とが緊密に連携しながら支援を進めることが必要であること。保護者が受容していない場合にあっては、学校における児童生徒の悩みや不安を軽減し問題行動の未然防止等を進めることを目的として、保護者と十分話し合い可能な支援を行っていくことが考えられること。

(教育委員会等による支援について)

- 教職員の資質向上の取組としては、人権教育担当者や生徒指導担当者、養護教諭を対象とした研修等の活用が考えられること。また、学校の管理職についても研修等を通じ適切な理解を進めるとともに、学校医やスクールカウンセラーの研修等で性同一性障害等を取り上げることも重要であること。
- 性同一性障害に係る児童生徒やその保護者から学校に対して相談が寄せられた際は、教育委員会として、例えば、学校における体制整備や支援の状況を聞き取り、必要に応じ医療機関等とも相談しつつ、「サポートチーム」の設置等の適切な助言等を行っていくこと。

(その他留意点について)

- 以上の内容は、画一的な対応を求める趣旨ではなく、個別の事例における学校や家庭の状況等に応じた取組を進める必要があること。

2. 性同一性障害に係る児童生徒や「性的マイノリティ」とされる児童生徒に対する相談体制等の充実

- 学級・ホームルームにおいては、いかなる理由でもいじめや差別を許さない適切な生徒指導・人権教育等を推進することが、悩みや不安を抱える児童生徒に対する支援の土台となること。
- 教職員としては、悩みや不安を抱える児童生徒の良き理解者となるよう努めることは当然であり、このような悩みや不安を受け止めることの必要性は、性同一性障害に係る児童生徒だけでなく、「性的マイノリティ」とされる児童生徒全般に共通するものであること。
- 性同一性障害に係る児童生徒や「性的マイノリティ」とされる児童生徒は、自身のそうした状態を秘匿しておきたい場合があること等を踏まえつつ、学校においては、日頃より児童生徒が相談しやすい環境を整えていくことが望まれること。このため、まず教職員自身が性同一性障害や「性的マイノリティ」全般についての心ない言動を慎むことはもちろん、例えば、ある児童生徒が、その戸籍上の性別によく見られる服装や髪型等としていない場合、性同一性障害等を理由としている可能性を考慮し、そのことを一方的に否定したり揶揄（やゆ）したりしないこと等が考えられること。
- 教職員が児童生徒から相談を受けた際は、当該児童生徒からの信頼を踏まえつつ、まずは悩みや不安を聞く姿勢を示すことが重要であること。

性同一性障害に係る児童生徒に対する学校における支援の事例

項目	学校における支援の事例
服 装	・ 自認する性別の制服・衣服や、体操着の着用を認める。
髪 型	・ 標準より長い髪型を一定の範囲で認める（戸籍上男性）。
更衣室	・ 保健室・多目的トイレ等の利用を認める。
トイレ	・ 職員トイレ・多目的トイレの利用を認める。
呼称の工夫	・ 校内文書（通知表を含む。）を児童生徒が希望する呼称で記す。 ・ 自認する性別として名簿上扱う。
授 業	・ 体育又は保健体育において別メニューを設定する。
水 泳	・ 上半身が隠れる水着の着用を認める（戸籍上男性）。 ・ 補習として別日に実施、又はレポート提出で代替する。
運動部の活動	・ 自認する性別に係る活動への参加を認める。
修学旅行等	・ 1 人部屋の使用を認める。入浴時間をずらす。

府政政調第352号
令和5年6月23日

各都道府県知事
各政令指定都市市長 殿

内閣府政策統括官（政策調整担当）

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する
国民の理解の増進に関する法律
の施行について（通知）

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年法律第68号）は、令和5年6月23日に公布され、同日施行されました。

つきましては、本法制定の趣旨及び本法の概要は下記のとおりですので、御了知いただきますとともに、適切な対応をいただきますよう御配慮願います。

また、各都道府県におかれましては、貴教育委員会、貴管内の市町村（指定都市を除く。）及び市町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）、関係機関・団体並びに住民に対して、各指定都市におかれましては、貴教育委員会、関係機関・団体及び住民に対して、本通知の内容を広く周知するなど、よろしくお取り計らいいただきますようお願い申し上げます。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

第1 本法制定の趣旨

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の

下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを旨として行われなければならないとの基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資するため、いわゆる理念法として、この法律を制定した。

なお、この法律は、令和5年6月9日に衆議院内閣委員会において審議された上で、同月13日に衆議院本会議において可決された後、同月15日の参議院内閣委員会において審議された上で、同月16日に参議院本会議において可決され、成立に至ったものである。

第2 本法の概要

1 目的（第1条関係）

この法律は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とすることとした。

2 定義（第2条関係）

- (1) この法律において「性的指向」とは、恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいうこととした。
- (2) この法律において「ジェンダーアイデンティティ」とは、自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいうこととした。

3 基本理念（第3条関係）

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策は、全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを旨として行われなければならないこととした。

4 国の役割等（第4条から第6条まで関係）

（1） 国の役割

国は、3の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする事とした。

（2） 地方公共団体の役割

地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする事とした。

（3） 事業主等の努力

① 事業主は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関するその雇用する労働者の理解の増進に関し、普及啓発、就業環境の整備、相談の機会の確保等を行うことにより性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する当該労働者の理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとする事とした。

② 学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。以下同じ。）の設置者は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関するその設置する学校の児童、生徒又は学生（以下「児童等」という。）の理解の増進に関し、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境の整備、相談の機会の確保等を行うことにより性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する当該学校の児童等の理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとする事とした。

5 施策の実施の状況の公表（第7条関係）

政府は、毎年1回、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の実施の状況を公表しなければならないこととした。

6 基本計画（第8条関係）

（1） 政府は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国

民の理解の増進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならないこととした。

- (2) 基本計画は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解を増進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする事とした。
- (3) 内閣総理大臣は、基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないこととした。
- (4) 内閣総理大臣は、(3)の閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本計画を公表しなければならないこととした。
- (5) 内閣総理大臣は、基本計画の案を作成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができることとした。
- (6) 政府は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性をめぐる情勢の変化を勘案し、並びに性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね三年ごとに、基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならないこととした。
- (7) (3)から(5)までは、基本計画の変更について準用することとした。

7 学術研究等（第9条及び第10条関係）

(1) 学術研究等

国は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する学術研究その他の性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の策定に必要な研究を推進するものとする事とした。

(2) 知識の着実な普及等

- ① 国及び地方公共団体は、(1)の研究の進捗状況を踏まえつつ、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めることができるよう、心身の発達に応じた教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する知識の着実な普及、各般の問題に対応するための相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする事とした。
- ② 事業主は、その雇用する労働者に対し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるための情報の提供、研修の実施、普及啓発、就業環境に関する相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする事とした。

- ③ 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の児童等に対し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるため、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境に関する相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする事とした。

8 性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議（第11条関係）

政府は、内閣官房、内閣府、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省その他の関係行政機関の職員をもって構成する性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議を設け、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための連絡調整を行うものとする事とした。

9 措置の実施等に当たっての留意（第12条関係）

この法律に定める措置の実施等に当たっては、性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、全ての国民が安心して生活することができることとなるよう、留意するものとし、この場合において、政府は、その運用に必要な指針を策定するものとする事とした。

10 その他（附則関係）

- (1) この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする事とした。
- (2) 内閣府設置法（平成11年法律第89号）について所要の規定の整備を行うこととした。
- (3) この法律は、公布の日から施行することとした。

以上

